

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月4日
【会社名】	株式会社フード・プラネット
【英訳名】	Food Planet, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 アンドリュー・ネイサン
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目11番28号
【電話番号】	03-4577-8701
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 綿貫 涼子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目11番28号
【電話番号】	03-4577-8701
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 綿貫 涼子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第8回新株予約権) その他の者に対する割当 42,112,140円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 2,849,588,140円 (注)行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな い場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年6月28日付で提出した有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがあったため、また、当社は平成28年7月4日に臨時報告書を提出したため、上記有価証券届出書記載事項のうち、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項、6 大規模な第三者割当の必要性」及び「第二部 企業情報 第7 提出会社の参考情報 2 その他の参考情報」の記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

##### 6 大規模な第三者割当の必要性

### 第二部 企業情報

#### 第7 提出会社の参考情報

##### 2 その他の参考情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線\_\_\_\_\_で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3【発行条件に関する事項】

[訂正前]

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<前略>

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該第三者算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、株券貸借契約の有無に限らず、算定の前提として売りヘッジが可能であること、新株予約権の価額を減価する要因となる取得条項、割当先により割当日に10%が行使されることを前提とした行使義務条項、当社による任意取得条項を考慮した上、割当予定先が取引コストを勘案の上、権利行使期間（平成28年7月14日から平成29年7月13日まで）に渡り一定数量（1営業日あたり最大49,660株相当）の新株予約権の権利行使を行うことを想定して評価を実施しています。

<後略>

[訂正後]

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<前略>

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該第三者算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、株券貸借契約の有無に限らず、算定の前提として売りヘッジが可能であること、新株予約権の価額を減価する要因となる取得条項、割当先により割当日に10%が行使されることを前提とした行使義務条項を考慮した上、割当予定先が取引コストを勘案の上、権利行使期間（平成28年7月14日から平成29年7月13日まで）に渡り一定数量（1営業日あたり最大49,660株相当）の新株予約権の権利行使を行うことを想定して評価を実施しています。なお、行使停止条項については、任意取得条項の発動基準と同様と考えることができるため、本新株予約権の算定上は加味しておりません。

<後略>

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

[訂正前]

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

<前略>

資本性の資金調達の方法として、公募増資やコミットメント型ライツ・オフリングは、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではなく、また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングにつきましては、株式会社東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとあり、当社は、最近2年間において経常損失を計上しており、行うことができません。募集株式の第三者割当については、資金を確実に確保できる一方、急激な株式価値の希薄化が生じ株主の皆様への不利益が大きくなる点があること、割当予定先との交渉で当社が必要とする資金の総額を株式の引受けにより拠出することは希望しないとの割当予定先からの申出があり、新株予約権のみの発行となりました。当社としては、フード事業の拡大のために資金調達を確実に実行したいという趣旨に鑑み、割当予定先から、本新株予約権の割当日（払込完了後）に本新株予約権の総数の10%に相当する14,037,380個を株価等に関係なく行使することの確約を取得しており、当社における当面の運転資金及び設備投資資金を確保することを可能としつつ、株式価値の希薄化を一時に発生させず、本新株予約権の行使により発行される株式数も固定されていることから、株価への影響を一定程度軽減させることができ、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、Japan Opportunities Master Fund Ltd.に対する第三者割当による本新株予約権の発行を行うことが最適な選択肢であると考えております。

また、本新株予約権買取契約において、当社による本新株予約権の行使の停止が規定される予定です。すなわち、割当先の大量行使により株価が急激に低下し既存の株主に対する悪影響が発生することが懸念される場合には、当社の取締役会決議により、新株予約権の一部又は全部について、10営業日の間割当先の行使を制限することを買取契約で締結することにより、株価が急落することを防止することで株価への影響を軽減することとしました。かかる行使停止に加え、本新株予約権の割当予定先でありますJapan Opportunities Master Fund Ltd.から、当社の事業の進捗状況に応じて投資を行いたいとの要望を受けたこと、段階的な新株予約権行使により、既存株主の皆様における株式の急激な希薄化を低減でき、株主の皆様にとって好ましいと判断いたしました。

<後略>

[訂正後]

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

<前略>

資本性の資金調達の方法として、公募増資やコミットメント型ライツ・オファリングは、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではなく、また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングにつきましては、株式会社東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとおり、当社は、最近2年間において経常損失を計上しており、行うことができません。募集株式の第三者割当については、資金を確実に確保できる一方、急激な株価の希薄化が生じ株主の皆様への不利益が大きくなる点があること、割当予定先との交渉で当社が必要とする資金の総額を株式の引受けにより拠出することは希望しないとの割当予定先からの申出があり、新株予約権のみの発行となりました。当社としては、フード事業の拡大のために資金調達を確実に実行したいという趣旨に鑑み、割当予定先から、本新株予約権の割当日(払込完了後)に本新株予約権の総数の10%に相当する14,037,380個を株価等に関係なく行使することの確約を取得しており、当社における当面の運転資金及び設備投資資金を確保することを可能としつつ、株価の希薄化を一時に発生させず、本新株予約権の行使により発行される株式数も固定されていることから、株価への影響を一定程度軽減させることができ、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、Japan Opportunities Master Fund Ltd.に対する第三者割当による本新株予約権の発行を行うことが最適な選択肢であると考えております。

また、本新株予約権買取契約において、当社による本新株予約権の行使の停止が規定される予定です。すなわち、当社は、平成28年7月14日以降、取締役会の決議により、本新株予約権のうちの一部又は全部について、割当予定先による本新株予約権の行使を停止することができます。同条項に基づき行使の停止を決議した場合、当社は直ちにその旨を割当予定先に通知(以下、「行使停止通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「行使停止通知日」という。)の2営業日後(行使停止通知日が営業日でない場合は3営業日後の日)の日(以下、「行使停止開始日」という。)を初日とし、以下の日のいずれか早い日を終日とする期間(以下、「行使停止期間」という。)、割当予定先は本新株予約権を行使することができません。

行使停止開始日の9営業日後の日

当社が、本発行要項第14項に基づき本新株予約権を取得する日を定める旨の取締役会決議を行ったことを本発行要項第14項に基づく通知・公告に先立って割当予定先に通知した日(なお、当社が割当予定先に対してかかる事前通知を行った日から本発行要項第14項に基づく通知・公告が行われる日までの間、発行会社は、新たな行使停止通知を行うことはできません。)

上記条項は、割当先の大量行使により株価が急激に低下し既存の株主に対する悪影響が発生することが懸念される場合に行使をすることにより、株価が急落することを防止することで株価への影響を軽減することとしました。かかる行使停止に加え、本新株予約権の割当予定先でありますJapan Opportunities Master Fund Ltd.から、当社の事業の進捗状況に応じて投資を行いたいとの要望を受けたこと、段階的な新株予約権行使により、既存株主の皆様における株式の急激な希薄化を低減でき、株主の皆様にとって好ましいと判断いたしました。

<後略>

## 第二部【企業情報】

### 第7【提出会社の参考情報】

#### 2【その他の参考情報】

[訂正前]

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度(第31期)(自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)平成28年2月4日 関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
事業年度(第31期)(自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)平成28年2月4日 関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
(第32期第1四半期)(自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)平成28年2月15日関東財務局長に提出  
(第32期第2四半期)(自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)平成28年4月25日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
平成27年11月10日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(臨時株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成27年11月10日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成27年12月18日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(定時株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成27年12月18日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年1月21日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書であります。  
平成28年2月16日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年2月16日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年4月11日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年4月25日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年6月14日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号(特定子会社の異動並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。

<後略>

[ 訂正後 ]

最近事業年度の開始日から本書の訂正届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第31期）（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）平成28年2月4日 関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
事業年度（第31期）（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）平成28年2月4日 関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第32期第1四半期）（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日）平成28年2月15日 関東財務局長に提出  
（第32期第2四半期）（自平成28年1月1日 至平成28年3月31日）平成28年4月25日 関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
平成27年11月10日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成27年11月10日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成27年12月18日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（定時株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成27年12月18日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年1月21日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成28年2月16日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年2月16日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年4月11日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年4月25日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年6月14日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号（特定子会社の異動並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年7月4日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

< 後略 >